

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月16日

支出負担行為担当官

気象研究所長 榊原 茂記

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が大雨をもたらす積乱雲の中の降水粒子の鉛直分布を観測するにあたり、降水粒子鉛直分布レーダーを無線局として運用するための免許を総務省の総合通信局より得る際に必要な事前データの取得および落成検査時のデータ測定の支援を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な技術を有する法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 降水粒子鉛直分布レーダーの無線局免許取得支援業務
- (2) 業務内容 気象研究所が、線状降水帯・台風等の機構解明研究において、大雨をもたらす積乱雲の中の降水粒子の鉛直分布を捉えるためのレーダーについて、無線局免許を取得するための支援業務について取り決めるものである。
- (3) 履行期限 令和8年6月30日（火）

3 業務目的

気象研究所は、線状降水帯・台風等の機構解明のため、大雨をもたらす積乱雲の中の降水粒子の鉛直分布を捉えるための降水粒子鉛直分布レーダーについて、無線局として運用するための免許を総務省の総合通信局より取得する。降水粒子鉛直分布レーダーは、鉛直上向きに24GHz帯の電波を発射し、上空の降水粒子からの微弱な反射波を受信し、その受信強度、周波数偏移から上空の降水粒子の粒径分布を測定する装置である。同レーダーで使用する電波は、総務省から無線局として許可される必要があり、その手続きとして事前データの提出、総務省の総合通信局による検査に合格する必要がある。

本件は、線状降水帯・台風等の機構解明に用いる、降水粒子鉛直分布レーダーの無線局免許取得のための事前データ測定、無線局検査時の測定等の支援業務を調達するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 5.（3）の参加意思確認提出期限までに、令和 7・8・9 年度に有効となる競争参加資格申請を行っていること。
- ④ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

降水粒子鉛直分布レーダーの無線局検査にかかる技術的な問い合わせに対応できる十分な技術力を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

無線局検査のために必要な、校正済みの測定器を準備すること。降水粒子鉛直分布レーダー及び測定器を損傷することが無いように、必要に応じて減衰器の挿入等の対策を施すこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

降水粒子鉛直分布レーダーによる観測が、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 電波法、その他関係する法令に従い、安全に業務を執行する体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、気象研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

(7) 業務実績に関する要件

METEK 社製の降水粒子鉛直分布レーダー MRR-PRO を国内に納入した実績、及び国内で同種の降水粒子鉛直分布レーダーの無線局免許を取得した実績があり、資料等によりその実績を証明できること。

(8) その他必要と認める要件

本装置の運用に必要な機器の取扱い操作を熟知していること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 三枝 直史

電話 029-853-8568 E-mail d5fdad45.digital.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

気象研究所台風災害研究部第三研究室 山内 洋

電話 029-853-8703

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年3月16日から令和8年4月6日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年4月7日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。

(6) 詳細は公募説明書による。